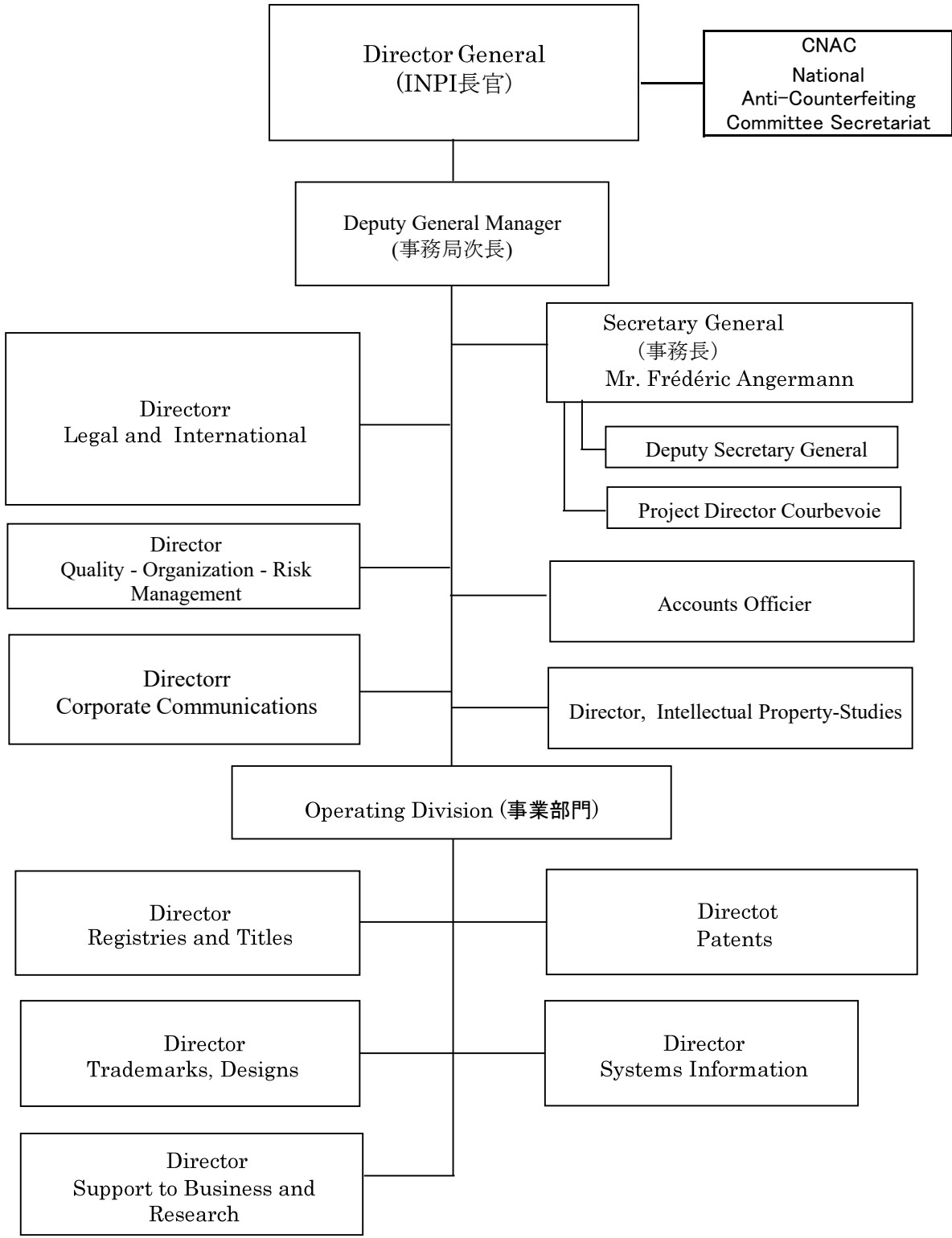


①国名	French Republic (FR) (フランス共和国)				
②名称	Ministry of Industry, Post and Communications / French Patent and Trademark Office (INPI)				
③所在地	15 rue des Minimes CS 50001 92677 Courbevoie Cedex France				
④連絡先	(電話) (00 33) 171 087 163		(FAX) (00 33) 01 56 65 86 00		
	(E-mail) contact@inpi.fr / abens@inpi.fr		(internet) www.inpi.fr		
⑤組織の長	Director General: Mr. Pascal Faure				
⑥沿革	<p>(1) 最初の特許法は、1844年7月5日に施行された。現在の特許法は、1968年1月2日施行の法律第68-1号である。この新特許法が施行されて無審査主義から審査主義指向になり、またクレーム制度になった。さらに、出願の公開制度が採用され、文書通知書作成の請求制度が導入された。この現在の特許法は、1884年の法律に代るものであり、1978年7月13日の法律第78-742号により補完及び修正されている。</p> <p>(2) 最初の意匠法は、1806年3月18日に施行された。現在の意匠法は、1909年の法律及び1990年の法律により修正されている。現在の意匠法は、知的財産法典に関連する2001年の法律第2001-670号である。</p> <p>(3) 最初の商標法は、1857年6月23日に施行された。1890年5月3日の法律、1964年12月31日の法律等により修正されている。現在の商標法は、知的財産法典に関連する1992年7月1日の法律第92-557号である。</p>				
⑦所管	特許、意匠、商標、実用新案証				
⑩加盟条約	WIPO 1974/10/18	ベルヌ 1887/12/5	ブリュッセル PLT 2010/1/5	フィルム登録 1991/2/27	マドリッド(原産地表示) 1892/7/15
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1884/7/7		レコード保護 1973/4/18	ローマ 1987/7/3
	シンガポール 2009/11/28	TLT 2006/12/15	ワシントン	WCT(著作権) 2010/3/14	WPPT(演奏及びレコード) 2010/3/14
	ブダペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	1980/8/19	1939/6/25	1984/8/1	2007/3/18	1966/9/25
	マドリッド(標章) 1892/7/15	マドプロ 1997/11/7	PCT 1978/2/25	ロカルノ 1975/9/13	ニース 1961/4/8
	ストラスブール 1975/10/7	ウィーン 1985/8/9	WTO 1995/1/1		

①国名	French Republic (FR) (フランス共和国)					
①統計データ	出願件数		2018年	2019年	2020年	2021年
	特許	全数	16,222	15,869	14,313	14,759
		(内 外国出願)	1,919	1,766	1,542	1,373
		(内 日本から)		278	197	94
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数	608	454	1,019	673
		(内 外国出願)	267	231	246	276
	意匠	全数	5,809	5,770	6,002	6,038
		(内 外国出願)	293	327	292	296
		(内 日本から)	9	7	9	3
	商標	全数	98,299	102,535	109,369	116,237
		(内 外国出願)	7,718	7,435	7,196	7,120
		(内 日本から)	229	212	188	175
	登録件数		2018年	2019年	2020年	2021年
	特許	全数	12,249	13,593	12,874	15,493
		(内 外国出願)	1,675	1,920	1,535	1,909
		(内 日本から)	178	274	212	279
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数			403	324
		(内 外国出願)			279	219
	意匠	全数	5,526	5,091	4,870	3,974
		(内 外国出願)	286	341	310	227
		(内 日本から)	6	9	9	3
	商標	全数	3,950	94,686	84,813	118,954
		(内 外国出願)	3,944	7,507	6,690	7,306
		(内 日本から)	114	236	214	183
	出典: WIPO IP Statistics					

<組織図> INPIはMinistry of Industry, Post and Communications(産業、郵便及び通信省)の下部組織である。



①国名	French Republic (FR) (フランス共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	知的財産法(2020年7月1日公布) 知的財産規則(2020年7月1日公布)
	③地理的効力の範囲	フランス領域及び 海外領域(マヨット, ウォリス・ツツナ諸島, ニューカレドニア及び南極のフランス領) (知的財産法第VIII巻, 知的財産規則第VIII巻)
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (知財法第L611条1)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。欧州共同体加盟国又は欧州経済地域協定加盟国の代理人を選任しなければならない。 (知財法第R612条2)
	⑦出願言語	フランス語。外国語による出願は互惠主義に基づく合意がある場合にのみ認められる。この合意は、デンマーク(デンマーク語)、アメリカ合衆国(英語による出願)、ハンガリー(ハンガリー語)、ノルウェー(ノルウェー語)、スウェーデン(スウェーデン語)及び旧ソ連(ロシア語)との間において取交わされている。 この場合、2月以内に翻訳文を提出しなければならない。 (知財規則第R612条8, 第R612条21)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。(知財法第L611条2(1)、第L611条3) なお、フランスにおいては特許期間延長として利用できるものとして、医薬品の特許補足保護証明書(SPC)の発行に関する規則(EEC)No.1768/92、及び植物保護製品の特許補足保護証明書(SPC)の発行に関する規則(EEC)No.1610/96があり、最長5年間延長年間延長することができる。
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (知財法第L611条11)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。(知財法第L611条13) (1) 出願人または前任者に対する濫用による開示。期間は、開示日から6月。 (2) 公の又は公認の国際博覧会における展示による開示。期間は、開示日から6月。
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 美的創作 (3) 精神的な行為、遊戯又は事業活動の遂行に関する計画、規則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム (4) 情報の提示 (5) 動植物の品種 (6) 手術又は治療による人間又は動物の身体の処置方法、及び人間又は動物の身体に実行される診断方法 (7) 公序良俗の反するもの (知財法第L611条10(2)、第L611条16、第L611条17)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。特許出願については、一定の方式要件についての予備審査が行われ、出願人からの審査請求により、予備調査報告書が作成される。INPIは出願人に対して、この予備調査報告書が作成される前に、出願人が有する対応外国出願の審査における先行技術に関する情報の提供を要求することができ(知財規則R-612-56-1)、INPIではこれにより提供される外国における審査結果、その他の関連情報をも考慮して先行技術調査を行い、予備調査報告書が作成される。 (知財法第L612条11、第L612条12)
	⑬審査請求制度の有無	無。審査請求制度ではないが、出願が方式要件に満たしている場合、調査報告書が作成される。 (知財法第L612条14, 知財規則第R612条57-69)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月経過後、出願は公開される。 (知財法第L612条21)

①国名	French Republic (FR) (フランス共和国)																																			
⑯異議申立制度 の有無及び起算日	有。異議申立は、争われている特許の発行に関する記述の産業財産権公報への 公告から9月以内に提出されなければならない。 (知財法第L613条23、知的財産規則第613条44)																																			
⑰無効審判制度 の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (知財法第L613条25)																																			
⑱実施義務	有。 (知財法第L613条11)																																			
⑲費用 単位 EUR (ユーロ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>書面出願手数料 36 EUR(第1年度の年金を含む)</p> <p>電子出願手数料 26 EUR(第1年度の年金を含む)</p> <p>出願手数料付加料</p> <p>10超の各クレームに対する追加手数料 40 EUR</p> <p>調査報告手数料 500 EUR</p> <p>特許発行料 86 EUR</p> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <p>年金(維持年金含む)</p> <table border="1" data-bbox="443 763 1198 1025"> <tbody> <tr> <td>2-5年次</td> <td>36 EUR(毎年)</td> <td>13年次</td> <td>330 EUR</td> </tr> <tr> <td>6年次</td> <td>72 EUR</td> <td>14年次</td> <td>380 EUR</td> </tr> <tr> <td>7年次</td> <td>92 EUR</td> <td>15年次</td> <td>430 EUR</td> </tr> <tr> <td>8年次</td> <td>130 EUR</td> <td>16年次</td> <td>490 EUR</td> </tr> <tr> <td>9年次</td> <td>170 EUR</td> <td>17年次</td> <td>550 EUR</td> </tr> <tr> <td>10年次</td> <td>210 EUR</td> <td>18年次</td> <td>620 EUR</td> </tr> <tr> <td>11年次</td> <td>250 EUR</td> <td>19年次</td> <td>690 EUR</td> </tr> <tr> <td>12年次</td> <td>290 EUR</td> <td>20年次</td> <td>760 EUR</td> </tr> </tbody> </table>				2-5年次	36 EUR(毎年)	13年次	330 EUR	6年次	72 EUR	14年次	380 EUR	7年次	92 EUR	15年次	430 EUR	8年次	130 EUR	16年次	490 EUR	9年次	170 EUR	17年次	550 EUR	10年次	210 EUR	18年次	620 EUR	11年次	250 EUR	19年次	690 EUR	12年次	290 EUR	20年次	760 EUR
2-5年次	36 EUR(毎年)	13年次	330 EUR																																	
6年次	72 EUR	14年次	380 EUR																																	
7年次	92 EUR	15年次	430 EUR																																	
8年次	130 EUR	16年次	490 EUR																																	
9年次	170 EUR	17年次	550 EUR																																	
10年次	210 EUR	18年次	620 EUR																																	
11年次	250 EUR	19年次	690 EUR																																	
12年次	290 EUR	20年次	760 EUR																																	
⑳料金減免措置 の有無	有。フランス在住者(自然人)、中小企業(従業員が1,000名未満の企業)及び非営利 団体に対する特許関連手数料が50%に減額される。 (知財法第L612条20, 知財規則第R613条63)																																			
㉑PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	無。(フランスにおけるPCT出願による特許は、EP経由でのみ取得できる。)																																			

①国名	French Republic (FR) (フランス共和国)	
実用新案 制度 (実用証)	②最新実用新案法の施行年月日	知的財産法(2020年7月1日公布) 知的財産規則(2020年7月1日公布)
	③地理的効力の範囲	欧州内のフランス領域、海外県(グアドループ、マルティニーク、レニユオン及びフランス領ガイアナ)、海外領(フランス領ポリネシア、ウォリス・フトゥーナ諸島、フランス領オストラル諸島、フランス南極領域)、並びにサンピエール・エ・ミクロン及びマヨット、ニューカレドニア及び属領
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。欧州共同体加盟国又は欧州経済地域協定加盟国の代理人を選任しなければならない。 (知財法第R612条2)
	⑦出願言語	フランス語。外国語による出願は互惠主義に基づく合意がある場合にのみ認められる。この合意は、デンマーク(デンマーク語)、アメリカ合衆国(英語による出願)、ハンガリー(ハンガリー語)、ノルウェー(ノルウェー語)、スウェーデン(スウェーデン語)及び旧ソ連(ロシア語)との間において取交わされている。 この場合、3月以内に翻訳文を提出しなければならない。
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年。 (知財法第L611条2(2))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (知財法第L611条11)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。(知財法第L611条13) (1) 出願人または前任者に対する濫用による開示。期間は、開示日から6月。 (2) 公の又は公認の国際博覧会における展示による開示。期間は、開示日から6月。
	⑪不登録対象	(1) 発見、化学的理論及び数学的方法 (2) 美的創作 (3) 精神的な行為、遊戯又は事業活動の遂行に関する計画、規則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム (4) 情報の提示 (5) 動植物の品種 (6) 手術又は治療による人間又は動物の身体の処置方法、及び人間又は動物の身体に実行される診断方法 (7) 公序良俗に反するもの (知財法第L611条10(2)、第L611条16、第L611条17)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。
	⑬審査請求制度の有無	無。侵害に対する訴訟を提起するに当たっては調査報告書を請求して提出しなければならない。 (知財法第L615条の6、同法第612条の14)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月経過後、公開される。 (知財法第L612条21)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (知財法第L613条25)
	⑱実施義務	有。 (知財法第L613条11)

①国名	French Republic (FR) (フランス共和国)	
⑱費用 単位 EUR (ユーロ)		[出願から登録までに掛かる費用]
		出願手数料 35 EUR(第1年度の年金を含む)
		電子出願手数料 26 EUR(第1年度の年金を含む)
		10超の各クレームに対する追加手数料 40 EUR
		調査報告手数料 500 EUR
		手続続行請求手数料 100 EUR
		発行及び印刷手数料 86 EUR
		[実用新案権維持に掛かる費用]
		(年金) 2-5年次 36 EUR(毎年)
		6年次 72 EUR
⑳料金減免措置の有無	有。フランス在住者(自然人)で、その資力が所得税を負担するのに十分でない場合には、INPIに対する出願及び納付する料金の額が減免される。	
㉑PCTIにおける国内料金減額措置の有無	無。	

①国名	French Republic (FR) (フランス共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	知的財産法(2020年7月1日公布) 知的財産規則(2020年7月1日公布)
	③地理的効力の範囲	欧州内のフランス領域、海外県(グアドループ、マルティニーク、レニョオン及びフランス領ガイアナ)、海外領(フランス領ポリネシア、ウォリス・フトゥーナ諸島、フランス領オーストラル諸島、フランス南極領域)、並びにサンピエール・エ・ミクロン及びマヨット、ニューカレドニア及び属領
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(EUIPO)
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。欧州共同体加盟国又は欧州経済地域協定加盟国の代理人を選任しなければならない。 (知財法第R512条2)
	⑦出願言語	フランス語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ごとに4回、更新できる。(最長25年) (知財法第L513条1)
	⑨新規性の判断基準	欧州共同体内公知、欧州共同体内刊行物 (知財法第L511条6)
	⑩「グレースピリオド」	有。次の規定がある。期間は、何れも開示日から12月。 (1) 意匠の開示が創作者又は承継人に対する権利の濫用による意匠の開示。 (2) 意匠の開示が創作者又は承継人によりなされたか、又はその開示が創作者又は承継者により提供された情報の結果として、又は創作者又は承継人の行為の結果として第三者によりなされた意匠の開示。 (知財法第L511条6)
	⑪不登録対象	(1) 新規性、独自性を有しない意匠 (2) 製品の技術的側面のみによって定められる製品の外観 (3) 他の製品と接続させるために外観の特徴(形状及び寸法)を必ず同一に再現し、他の製品がその機能を果たすることができるようにしなければならない意匠 (4) 公序良俗に反する意匠 (5) 国、国際又は国内機関の紋章、旗章、印章等の記号 (知財法第L511条7, 8)
	⑫実体審査の有無	無。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。製品の部分の意匠は、当該部分が新規であり、独自性を有し、さらに視認できる場合にかぎり登録される。 (知財法第L511条5)
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願要件を満たしていると、登録後に公報により公告(公開)される。 (知財規則第R512条19)
	⑳秘密意匠制度の有無	有。 (知財法第R514条6(3)、(4))
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (知財法第L512条4)

①国名	French Republic (FR) (フランス共和国)	
	②④費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 基本出願手数料 38 EUR 白黒の各表現物についての追加手数料 22 EUR 彩色付の各表現物についての追加手数料 45 EUR [意匠権維持に掛かる費用] 登録期間延長 50 EUR
	②⑤料金減免措置 の有無	無。

①国名	French Republic (FR) (フランス共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	知的財産法(2020年7月1日公布) 知的財産規則(2020年7月1日公布)
	③地理的効力の範囲	欧州内のフランス領域、海外県(グアドループ、マルティニーク、レニユオン及びフランス領ガイアナ)、海外領(フランス領ポリネシア、ウォリス・フトゥーナ諸島、フランス領オーストラル諸島、フランス南極領域)、並びにサンピエール・エ・ミクロン及びマヨット、ニューカレドニア及び属領
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(EUIPO)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標
	⑥商標の種類	あらゆる形態の名称。語、語の組合せ、姓、地理的名称、筆名、文字、数字、略語等 聴覚的標章。例えば、音、楽句等 形象的標章。図案、ラベル、印章、織端、浮き彫り、ホログラム、ロゴ、合成形象等 形状、特に製品若しくはその包装の形状又はサービスを特定する形状 色彩の配置、組合せ又は色合い (旧知財法第L711条1)
	⑦出願人資格	商標を使用し又は使用を意図している自然人又は法人(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。欧州共同体加盟国又は欧州経済地域協定加盟国の代理人を選任しなければならない。 (知財法第R712条2)
	⑪出願言語	フランス語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年間。10年ごとに更新できる。 (知財法第L712条1)
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	(1) 対象となる商品若しくはサービスを一般的又は通常的に表すのに専ら必要とされる標識又は名称 (2) 商品若しくはサービスの特徴を表すための標識又は名称 (3) 商品の性質又は機能によって賦課された形状で専ら構成される標識、又は商品に実質的な価値を付与する標識 (4) パリ条約によって登録から除外されている記章 (5) 公序良俗に反する標章又は法律によって使用を禁じられている標章 (6) 商品又はサービスの特に内容、品質又は出所に関し、公衆に誤認を生じさせる虞がある標章 (7) 既に登録されており、又は産業財産権の保護に関するパリ条約第6条の2の意味において周知である先の標章 (8) 会社の名称であって、公衆に混同を生じさせる虞があるもの (9) 国土全域において知られている商号又は看板であって、公衆に混同を生じさせる虞があるもの (10) 保護された原産地名称又は地理的表示 (11) 著作者の権利 (12) 保護された意匠に由来する権利 (13) 他人の人格権、特にその姓、筆名又は肖像 (14) 地方当局の名称、イメージ又は世評 (知財法第L711条2～第L711条4)
⑮防護標章制度の有無	無。	
⑯周知商標制度の有無	有。商標法には周知商標の概念についての規定はないが、パリ条約及びTRIPS協定の下で周知商標として保護される商標はフランスにおいても保護される。 (知財法第L711条4)	

①国名	French Republic (FR) (フランス共和国)	
⑰一出願多区分制度の有無	有。	
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。出願は、方式及び商標の登録の可能性について審査される。 (知財法第L712条7、第R712条10)	
⑲審査請求制度の有無	無。	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、方式要件を満たしている出願は、登録後、公報により公告(公開)される。 (知財法第L712条2)	
㉒異議申立制度の有無	無。異議申立制度はないが、利害関係人は登録の公告日から2月以内に「意見書」を提出することができる。 (知財法第L712条3)	
㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (知財法第L714条3)	
㉔不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年間の不使用は、不使用取消の対象となる。 (知財法第L714条5)	
㉕商標分類	国際分類(ニース分類/第10版)を採用している。	
㉖図形要素の分類	フランスはウィーン協定に加盟しているが、国際図形分類(ウィーン分類)は採用していない。	
㉗譲渡要件	無。商標は、営業とは無関係に譲渡することができる。 (知財法第L714条1)	
㉘費用 単位 EUR (ユーロ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料 225 EUR(1商標、3区分まで) 40 EUR(3区分超の区分につき)</p> <p>[商標権維持に掛かる費用]</p> <p>存続期間更新料 240 EUR(1商標、3区分まで) 40 EUR(3区分超の区分につき)</p>	
㉙料金減免措置の有無	無。	